**○農林水産省告示第千七百九十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡東川町・美瑛町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道幌泉郡えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道幌泉郡えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　魚つき

(三)　解除の理由　道路用地とするため

四(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡東川町・美瑛町・幌泉郡えりも町（以上三町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　秋田県鹿角市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　秋田県鹿角市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字末山三の三・小字西ノ山三一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び宇治田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第三百五十二号**

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を次のように定める。なお、平成二十一年経済産業省告示第六十四号（自転車競技法施行規則第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件）は、廃止する。

平成二十一年十二月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数

| 競輪場名 | 年間開催回数 | 年間開催日数 |
|---|---|---|
| 函館 | 十二回 | 五十八日 |
| 青森 | 十二回 | 五十八日 |
| いわき平 | 十二回 | 五十八日 |
| 弥彦 | 十二回 | 五十八日 |
| 前橋 | 十回 | 五十二日 |
| 取手 | 十二回 | 五十八日 |
| 宇都宮 | 十二回 | 五十八日 |
| 大宮 | 十二回 | 五十八日 |
| 西武園 | 十二回 | 五十八日 |
| 京王閣 | 十二回 | 五十八日 |
| 立川 | 十二回 | 五十八日 |
| 松戸 | 十二回 | 五十八日 |
| 千葉 | 十二回 | 五十八日 |
| 花月園 | 十三回 | 六十日 |
| 川崎 | 十二回 | 五十四日 |
| 平塚 | 十回 | 五十二日 |
| 小田原 | 十二回 | 五十八日 |
| 伊東温泉 | 十二回 | 五十八日 |
| 静岡 | 十二回 | 五十八日 |
| 一宮 | 十二回 | 五十八日 |
| 名古屋 | 十二回 | 五十八日 |
| 岐阜 | 十二回 | 五十八日 |
| 大垣 | 十二回 | 五十八日 |
| 豊橋 | 十二回 | 五十八日 |
| 富山 | 十二回 | 五十八日 |
| 松阪 | 十二回 | 五十八日 |
| 四日市 | 十二回 | 五十八日 |
| 福井 | 十二回 | 五十八日 |
| 大津びわこ | 十二回 | 五十八日 |
| 奈良 | 十二回 | 五十八日 |
| 京都向日町 | 十二回 | 五十八日 |
| 和歌山 | 八回 | 四十六日 |
| 岸和田 | 十三回 | 六十一日 |
| 玉野 | 十三回 | 五十八日 |
| 広島 | 十二回 | 五十八日 |
| 防府 | 十二回 | 五十八日 |
| 高松 | 十二回 | 五十八日 |
| 観音寺 | 十二回 | 三十七日 |
| 小松島 | 十二回 | 五十八日 |
| 高知 | 十二回 | 五十八日 |
| 松山 | 十二回 | 五十八日 |
| 小倉 | 十二回 | 五十八日 |
| 久留米 | 十二回 | 五十八日 |
| 武雄 | 十二回 | 五十八日 |
| 佐世保 | 十二回 | 五十八日 |
| 別府 | 十四回 | 七十日 |
| 熊本 | 十二回 | 五十八日 |

二　一競輪施行者当たりの年間開催回数

| 競輪施行者名 | 年間開催回数 |
|---|---|
| 函館市 | 十二回 |
| 青森市 | 十二回 |
| いわき市 | 十二回 |
| 弥彦村 | 十二回 |
| 前橋市 | 十回 |
| 茨城県 | 十二回 |